

厚生常任委員会

令和6年6月11日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎溝部真紀子

井上 卓也

中川 議長

○濱 眞理子

横田 敏文

齋藤 文夫

宮崎 和彦

2. 理事者出席者

町 長 中西 和夫 副 町 長 加藤 惠三

総 務 部 長 西巻 昭男 住 民 生 活 部 長 栗本 公生

住 民 生 活 部 次 長 北 典子 福 祉 課 長 中原 潤

同 課 長 補 佐 明石 将樹 子 育 て 支 援 課 長 佐谷 容子

同 課 長 補 佐 上山 泰史 国 保 医 療 課 長 猪川 恭弘

環 境 対 策 課 長 東浦 寿也 同 課 長 補 佐 土谷 純

住 民 課 長 峯川 敏明

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 福田 善行 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 井上委員、横田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、井上委員、横田委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願ひします。本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

1. 付託議案、（1）議案第29号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 佐谷子育て支援課長。

子育て支
援課長

それでは、議案第29号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読します。

（ 議案書朗読 ）

子育て支
援課長

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます、ただき、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をご覧くださいただきでしょうか。

今回の条例改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、この改正内容に準じ、所要の改正を行うものです。

改正内容は、職員配置基準の改正であり、満3歳以上満4歳に満たない児童に配置する保育士について、おおむね20人に1人から15人に1人に、満4歳以上の児童に配置する保育士について、おおむね30人に1人から25人に1人にするよう、職員の配置基準を改めるものです。

施行期日ではありますが、公布の日から施行いたします。

以上、議案第29号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 宮崎委員。

宮崎委員 今までの保育士さん、保育士が足らんということで、人数を減らしてやるんだなと思いますけども、これでやって子どもの待機児童というのは、大丈夫なんでしょうか。

委員長 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長 4月1日現在におきまして、斑鳩町の待機児童はおらない状況でございます。以上でございます。

委員長 中川議長。

議長 これ、教えてほしいねんけど、30人から25人になって、26人の場合は2人置かなあかんということか。

委員長 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長 おっしゃるとおりでございます。

委員長

議 長 うちの今の現状からいったら、保育士さんを増やさなあかん状況になるのか。

子育て支
援課長 斑鳩町におきましては、従来より複数担任制をとっておりますところから、
現在問題ない状況でございます。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 これはもし保育士が増えた場合、費用は国が負担するんですか。

委員長 佐谷子育て支援課長。

子育て支
援課長 ただ今のこの条例につきましては、すなわち、斑鳩町の保育園や、また認定
こども園に該当するものではございませんで、小規模保育所と事業所内保育所
においてのこの規定になっておりますが、これと同じ基準が現在斑鳩町の保育
園、認定こども園に適用されている状況でございますので、その内容について
回答させていただきますが、町立保育園につきましては、こちらは交付税算入
になっております。こちらが必ず算入されているかというのは確認は、今、難
しい状況でございます。また、私立の保育園につきましては、公定価格という
ものがございまして、そちらを支払われることによりまして、補われるという
構造にはなっておりますけれども、この基準が変わったことによって、公定価
格が大幅に増えたということは聞いていない状況でございます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

 (な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

 お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決すること
にご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第29号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第30号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長

それでは、議案第30号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読します。

(議案書朗読)

子育て支援課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。恐れ入りますが、議案書末尾の条例(要旨)をご覧いただけますでしょうか。

今回の条例改正は、令和6年度の地方税制改正による個人住民税の定額減税の実施にあたり、今後、国の様々な税制改正に対応できるよう、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容です。(1) 市町村民税の所得割課税額算定方法の明確化として、斑鳩町保育所等保育料徴収金額の算定において基礎となる市町村民税の所得割課税額について明確化するため、条文の整備を行います。

2. 施行期日は、公布の日から施行します。

なお、令和6年度の地方税制改正による個人住民税の定額減税については、国が定額減税反映後の市町村民税を用いて算定する意向を示されておりますので、当改正条例案が可決いただきましたならば、常に国の方針と同じ対応となりますことから、斑鳩町の保育料算定については、定額減税反映後の市町村民

税を用いて算定することとなります。

以上、議案第30号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第30号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第31号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長 それでは、議案第31号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読します。

(議案書朗読)

子育て支
援課長

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます。ただし、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いたします。恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をご覧ください。

今回の条例改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、この改正内容に準じ、本条例において所要の改正を行うものです。

改正内容であります、（１）「書面掲示」規制の見直しとして、施設内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規定の概要等の重要事項について、インターネットを利用して閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、インターネットを利用して掲載することを義務付けます。

（２）引用法令等の改正に伴う文言の整理として、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正による規定内容に準じ、文言等の整理を行います。

最後に、施行日等として、（１）施行期日は公布の日から施行します。また、（２）インターネットを利用しての重要事項の掲示に係る経過措置として、インターネットを利用しての重要事項の掲示については、施行日から令和7年3月31日までの間は努力義務とします。

以上、議案第31号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さま方には、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 齋藤委員。

齋藤委員

このインターネットということは、町のホームページを指すのか、そのほかのものを指すのか、教えてもらえますでしょうか。

委員長

佐谷子育て支援課長。

子育て支
援課長

この規定につきましては、斑鳩町内の特定教育保育施設等の全てを指すものでございますので、町立保育園だけでなく、町立幼稚園や、また私立保育園、私立の認定こども園にも影響というか基準になるものでございます。町の保育園につきましては、町のホームページをもって掲載、現在しておりますけれども、他の、例えば私立の認定こども園でありますとか、私立の保育園については、その事業所、施設のホームページ等をもって、公表されるものでございます。以上です。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第31号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第33号 斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第33号 斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長

恐れ入りますが、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただき、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきたいと思いますので、ご了承くださいますようよろしくお願いいたします。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、この改正内容に準じ、本条例において所要の改正を行うものでございます。

1、主な改正内容といたしまして、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化として、現行の職員の員数について、第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とするものでございます。

次に、2. 施行期日については、公布の日から施行します。

以上、議案第33号 斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何卒、よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 齋藤委員。

齋藤委員

教えてもらいたいんですけど、常勤換算方法というのは具体的にどのような方法なんでしょうか。

委員長

中原福祉課長。

福祉課長

常勤換算方法とは、ですけれども、常勤の職員が何人働いているかという視点で換算する方式でございます。例えば非常勤職員を計算する場合、その方々の勤務時間をすべて足しまして、常勤の職員7時間45分であれば、その時間

で割ることによって、常勤の職員であったら何人分というのを計算する方法に変わるといふことをごいふます。

齋藤委員 すみません、よくわかってなくて。といふことは、今はどのような形でやっているのですか。

福祉課長 現在の地域包括支援センターの人員にかかる基準で求められておりますのは、包括支援センターといふのは3職種がおかれております。保健師、社会福祉士、介護支援専門員と3職種それぞれ必要なんですけども、それがもつぱら1名以上の常勤の職員でといふ形の基準になっております。そこが今回、常勤換算方法に変わるといふことになりますので、例えば斑鳩町は基準を満たしておりますけれども、非常勤の方だけとなった場合でもその方々の勤務時間を足すことによつて常勤換算で計算し、1人以上おれば基準を満たすといふ形になります。

齋藤委員 といふことは、今現在よりも増えるといふことなんですか、減るといふことなんですか。

福祉課長 増えるとか減るではなくてですね、計算方法ですね、例えばケアマネジャー、介護支援専門員で申しますと、常勤の職員が2名と、非常勤の職員、半日の職員が2名いますので、2人と非常勤が2名いるんですけども、常勤換算で計算すると3名といふ形になります。これが今まではもつぱら常勤の職員となつておりましたので、非常勤のここをカウントすることができなかつた。2人ですので基準は満たしているんですけど、計算方法が変わるだけで人数がどうなるといふことではありません。

委員長 ほかにごいふませんか。 濱委員。

濱委員 今の現状ではね、斑鳩町は常勤の方がしっかりと勤務されているといふことで、心配ないと思ふんですけども、将来的にねほかの部署でも常勤でなくて、

正規職員というのではなくて、パートの方だったりとか、時間限られたとかいうのもありますね、一般職とかで、だからこの地域包括のところもそういうふうになってくる可能性もあるというふうに思っておいたほうがいいんでしょうか。そうするというのではなくて、これからすると常勤の職員がいなくても、非常勤の方がよみかえで、一人とカウントできるんだったら、それになっていくということも可能性としてはあるんでしょうか。

委員長 加藤副町長。

副町長 今、斑鳩町の場合においては、正規職員で対応させていただいておって、今、濱委員がおっしゃる内容については現時点ではそういった考えはございません。

濱委員 現時点っていうか、今までもね、しっかりと対応してこられたから、正規の方がお仕事してくださっていると思いますけど、将来的にね、どうなるのかなって心配が、残るかどうかというところで。いかがでしょうか。

副町長 今、申しあげました通り、現時点でも濱委員がおっしゃるような考え方については考えておりません。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第33号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題とします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告させていただきます。

まず、令和5年度の廃棄物・資源物の排出量などがまとまりましたので、資料により、ご報告させていただきます。

資料1をご覧くださいと思います。資料1の1ページから3ページにかけて、廃棄物・資源物排出量の種類別・年度別比較といたしまして、1ページ目では家庭系廃棄物、2ページ目では家庭系資源物、3ページ目では、事業系排出物の区分での比較を表しております。

まず、1ページの家庭系廃棄物につきましては、令和4年度では、可燃ごみが前年度比較101.3%、粗大ごみが前年度比103.9%と、令和4年度の排出量を上回っており、不燃ごみ、有害・危険なごみが前年度より減少いたしました。全体量は約12t増加の約3,111t、率でいきますと0.4%の増加となっております。

次に、2ページの家庭系資源物でございます。資源化処理するために回収いたしました7種別のうち、2段目のペットボトルが、令和4年度より排出量が増加しておりますが、それ以外の6種別につきましては、減少しており、家庭系資源物全体量では、約68t減少の約1,780t、率でいきますと3.7%の減少となっております。

そして、家庭系廃棄物と家庭系資源物を合わせました、家庭系全体の排出量といたしましては、令和4年度に比べ、1.1%減少の約4,891tとなったところでございます。

次に3ページの事業系排出物につきましては、地域での清掃活動や環境パトロールで道路などに投棄されていた不燃ごみが、前年度比較131.8%、0.76t、令和4年度の排出量を上回っておりますが、全体量は約16t減

少の1, 496 t、率でいいますと1.0%の減となっております。

以上から、令和5年度の家庭系・事業系を合わせました総排出量は、約6,488 tとなっており、令和4年度に比べ、率にして約1.1%、量にして約72 tの減という結果となっております。

次に資料4ページでは、住民一人1日あたりのごみ排出量の推移及びごみ資源化率の推移につきまして、ごみ処理有料化を始めました平成12年度から、町一般廃棄物処理基本計画に定める目標年度ごとの数値と令和5年度を含む過去3年の推移を表しております。

まず、上段の住民一人1日あたりのごみ排出量の推移でございますが、令和5年度の住民一人1日あたりのごみ排出量は、705 gとなったところであります。令和4年度に比べ18 gの減となり、総排出量の減少によるものとなっております。

ちなみに、奈良県や全国と比較いたしますと、現時点では、奈良県や国のデータは令和4年度までしか公表されておられませんので、令和4年度の数値との比較となりますが、奈良県民一人1日あたりでは、861 g、国民一人1日あたりでは、880 gの排出量となっております。

次に、下段のごみ資源化率につきましては、令和5年度、本町の資源化率は、前年度と比べ0.7%減の55.0%となっております。

こちら令和4年度の数値となりますが、奈良県の市町村平均資源化率は15.7%、全国の市町村平均資源化率は、19.6%となっており、本町におきましては、高い数値で推移しているところであります。

環境省では、毎年、人口10万人未満、10万人～50万人未満、50万人以上の市区町村の区分において、資源化率の上位10市町村が公表されております。この資源化率でございますが、環境省の算出方法としては、焼却灰などのセメント原料化や固形燃料化などの資源化量を差し引いた形で資源化率を算出されており、当町で、この環境省の資源化率で算定した場合、資源化率が50.9%となり、令和4年度の人口10万人未満の市町村で第9位になり、初めて上位10市町村に選出されたところでございます。

今後につきましても、ごみの発生抑制、再利用のツールールの推進や食品ロスの削減、事業系ごみの排出量の削減を進めますとともに、出たごみは可能な

限り資源化処理を行うことで、資源化率を高め、ごみを燃やさない、埋め立てないまちづくりを進めて参りたいと考えております。

続きまして、戸別収集についての現時点での考え方でございますが、目的につきましては、本年2月15日開催の本委員会でご説明いたしましたとおり、高齢者のごみ出し支援の充実、地域のごみ集積所に係りますトラブルなどの課題の解決・改善、そして、資源化率を向上する方策として、可燃ごみおよび生ごみの戸別収集実施に向けて取組みを進めているところであります。

当初、町全域を統一した形での戸別収集を検討しておりましたが、議会や廃棄物減量等推進審議会委員の方々からも様々なご意見をいただく中で、町全域での戸別収集といった形には捉われず、地域によりましてはステーション収集の継続、あるいは戸別とステーション収集の併用や選択制なども視野に入れながら、事業の再検討を進めているところであります。

また、町全域での取組みを前に、モデル事業を実施し、様々な課題・問題点を掘り起こし、一つひとつ解決していきながら、排出者である住民の方にとって、より便利な収集方法を確立していくことも検討しているところでございます。

なお、本年10月頃までには、モデル事業等の実施計画をまとめて参りたいと考えており、計画がまとまりましたら、議会にもご報告申しあげてまいりたいと考えております。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
齋藤委員。

齋藤委員

まず、資料1の2ページ目ですけど、生ごみがですね、昨年度に比べて減っているというのはどのようにとらえているのか教えてもらえるでしょうか。
要するに、可燃ごみの中に生ごみが入っているのか、もともと生ごみが減っていつているのか、どのようにとらえて。

委員長

東浦環境対策課長。

環境対策
課長

モデル世帯数は微増ではございますが、若干増えてきているという状況ではございますが、それとは反対に生ごみの回収量は年々減少している状況でございます。その要因につきましては、詳しい状況までは把握はしておりませんが、例えば食品ロスに対する意識の醸成が広まってきたことや、あと、回収ボックスを各モデル事業実施地区に設けておりますが、それが少し遠いところにあつて、なかなか出しにくいと。自治会として参加はされておられますが、実際にモデルに参加している自治会の世帯数は実際にそれほど増えていないのかなという状況であるものではないかというふうに考えておるところでございます。

齋藤委員

もうひとつ、先ほど戸別収集の件でお話いただきましたけども、モデル事業の継続とおっしゃっていましたが、それは現在のモデル事業の継続でいいのか、新たなモデル事業をつくったのをやりますと意味ですか、その辺教えてください。

環境対策
課長

戸別収集を実際に検討を進める中でのモデル事業ということで、生ごみ分別事業とはまた別のモデル事業となります。

委員長

横田委員。

横田委員

現状についてお伺いします。まず1点目は、可燃ごみの内訳はどうなっているのか。2012年11月の広報を見ますと、生ごみが約53%、それから紙類が42%、ということで分析されてますけど、最新のデータはどうなっているのか教えていただけますか。

委員長

東浦環境対策課長。

環境対策

令和4年度10月に実施をいたしました家庭系一般廃棄物の組成調査の結果

課長 によりますと、家庭系可燃分と排出された排出物の内訳で、生ごみが約54%、紙類が39%、あと可燃性以外のごみが3%となっております。

横田委員 ありがとうございます。その中で紙類で雑紙という、資源化をする方法があると思うんですけど、そういった情報について町民に対してどういった情宣をされているのかということをお聞きしたいと思います。

環境対策課長 雑紙につきましては、再資源化されることは周知をさせていただいております。その周知の方法でございますが、まず町の広報紙等で雑紙は分別しましょう、といった形で広報をさせていただいたり、町の公共施設などに資源にかえる宝箱というのを設置させていただきまして、その宝箱の表面にも雑紙を入れていただいても結構ですという形でさせていただいたり、あと年1回実施をさせていただいております、集団回収の実施説明会におきまして、参加者の方々に、雑紙をそういった回収業者のほうも雑紙として受け入れておりますので、ぜひ利用いただいて、地域の方々に周知をいただきたいといったことで周知をさせていただいております。

横田委員 資源化に関して雑紙というのは大きなウェイトを占めると思いますんで、推進をお願いしたいと思います。それからもう1点、現状の生ごみの分別収集ですけれども、実施している自治会数と全自治会数に占めるウェイトはどのようになっていますか。ちょっと教えてください。

環境対策課長 令和4年度末の数値で申し訳ございませんが、参加自治会数につきましては98自治会、モデル世帯としまして498世帯、全体で6,954世帯の方々にご利用いただいております。率につきましては正確な数値はもっておりませんが、約6割弱というところでございます。

委員長 濱委員。

濱委員 斑鳩町はすごい長年に渡って分別収集というのを、住民の中に定着するよう

にいろいろ努力されてきたと思うんです。一番の利点というのは、町のほうもおっしゃってますけど、処理をするというごみを、ただ何でも燃やしてしまうとか、何でも埋めてしまうんじゃないかと、しっかりと資源物として扱うということ徹底していったというのは、私たちが納めている税金を節約できるというところ、それが住民に対して戻ってくる、プラスの要素だと思うんです。最近ね、その国道沿いにもありますけども、古新聞をここに置いてくださいとか、ここはダンボールですよとか言って大きな看板を立てているところというのは皆さん目にしてはると思うんですけど、そこがね、他の市町村でもたくさんどんどんできてますけども、いつもね、いっぱい量がそこに積まれてしてるんです。回収に来られたところは見ることがないですけど、車で持ってきて、どんどんそこに捨てるという方がいらっしゃるというのは目にするんです。そこに出してしまうと、例えば新聞のひと包みであっても、自治会とか子ども会とかでやっている廃品回収のところにすれば、その分が住民の皆さんのほうにいくばくか戻ってくるとか、町でもそういったものをリサイクルのところに持って行っているということで経費が節減できるということで、その辺でね、住民の皆さんが目に見えて自分たちがしっかりとした分別収集と分別の出し方っていうのを頑張っていけば自分たちの町の財政力がそれだけ、利益が残っていくという、そのところっていうのをね、しっかりともっともっと広げて、知ってもらおうとか、そういうようなことっていうのが、もう長年やってはって、昔からの住民の皆さんなんかもいつからやったかな、もう何十年前からやっているということですね。前にも言いましたけども、すごく斑鳩の方、住民の皆さんごみのことについては自信を持ってとか、誇りを持って取り組んでいらっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。そんなところではね、ただ量が動いたということではなく、その量が町の財政に対してしっかりと反映されているとうことをね、もっと言ってもいいのと違うかなと思うんです。新しくね、転入されてきた方、引っ越してこられた方が斑鳩町のごみのところに転入届の後にはごみのところにも行ってくださいといって、そこでごみの話を聞いたら、なんと大変なところというようなね、そういう感想をおっしゃるといいうのは前に聞いたことがありますけども、そのところっていうので、大変なことを押し付けているということではないっていう、そういう意識に

しっかりなっていたきたいなと思うんです。いかがでしょうか。

もっとやっぱりしっかりね、税の使い方がね、しっかり住民のほうに戻ってくるということをもっと広めてほしいと思うんです。

委員長 栗本住民生活部長。

住民生活部長 資源物を分けていただいて、排出していただいた効果につきましては、年に1回広報紙でお知らせをさせていただいて、こないだからも再三出てます、今現在2千万円、皆さんが分別していただいたおかげで、削減できているという周知は毎年させていただいてるところでございます。

濱委員 それはよく存じておりますけども、もっともっとね、それを進めてもらってもいいと思うんです。やはり大きなお金がね、それだけ自分たち住民のところに戻ってくるというのはものすごく魅力があると思うんです。先ほど言いましたように、道端にいっぱいできているというところは、持っていった人は捨てているというか、自分たちに利益戻ってこない、そこに、全部排出している。けどそこに出している人がそれだけたくさんいてるっていうことは、気持ちの上でもだいぶ違うと思うんです。家の中にたまってたら邪魔になるから持っていったというのがあるでしょうけど、先ほどおっしゃった意見で、普通の可燃物の中にね、雑紙が入ったり、新聞紙が入っていたりとか、あると思うんです。だから今現在、生ごみの自治会でしている自治会に住んでいる、その自治会の会員さんであっても、分別してない人っていうのは実際にあります。だからその辺も含めると、先ほどの報告していただいた中にまだまだ検討していく部分が多いので、ということですけども、お年寄りだけでなく、若い人も含めてごみを出すということに対する、なんて言うのかな、大切な事っていうのを、忙しいからとか、面倒だからとかいうようなことで、流してしまうっていう、そういうことができるだけ少なくなっほしいなと思うので、ちょっとお金のことに絡んで言わせてもらいました。

委員長 中川議長。

議 長 この資料の1で、令和3年、4年、5年で排出量と年度と書いてくれてあるねんけど、4年、5年で人口ってどないなっているんやろ。これ人口の増減でこの割合変わるやろ。一人当たりなんぼってというのはわかるねんで。ただこの合計の、資料1の、これやったら年度とトン数だけやんか。これ人口わからへんの、何人って。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策
課長 令和5年度の末の人口ですけども、28,106で算出しています。令和4年度は28,140人という形になってます。

議 長 140人、ほんなら人口34人程減ったっていうこと。

環境対策
課長 34名の減で。

議 長 それと戸別収集、ステーション化を希望される場所は、そのステーション化を残すっていう説明あったと思うねんけど、たぶん戸別収集してほしいという家庭のほうが多いと思うねん。逆に町で把握する方法として、自治会単位で決めてもおて、うちの自治会はこのステーションのまま収集してほしいという、自治会単位で、その地域の方針を、聞き取りをするのか、どういう方法でそれしようと思っってはるねんやろ。

環境対策
課長 モデル事業の実施方法につきましては、通常収集との状況も、今やっている収集に影響のない形でやるような形もございます。どのような形で実施するかにつきましては、これから業者と協議する中で、実施方法については検討していきたいと。自治会にそういった取りまとめをお願いするかどうかも含めまして検討していきたいというふうに考えております。

議 長 ステーションで、うちはステーション化のままにしてほしいというところ

は、聞き取りしやな、町も収集業者もわからへんやんか。そやから各自治会に回覧なり回してもおてやで、そんで自治会はステーションする、そやけどその自治会の中で、いやうちは家の前にしてくれとか言ったらややこしいから、自治会単位で決めてもらう方がいいのと違うかなと、勝手にそう思ってんで。モデル事業するにしてもやで、ステーションで収集してほしいというところ聞き取りしやなしようがないの違うん。

委員長 栗本住民生活部長。

住民生活 今現在、モデル事業の実施も計画しております。それについても地区を募集部長 する必要がございますので、その時に戸別収集についてのアンケート調査も視野に入れております。今、自治会全体でステーション収集する地域、あるいは併用、家の前に出せる方法とステーションを両方使う併用、ということもいろいろ視野に入れて、住民の方が一番出しやすい方法を今、検討しておりますので、今しばらくお時間をいただきたいというふうに思います。

議 長 そやからね、ステーション化で置いておくのに、置いといてほしいというところはどうやって確認するの。

住民生活 モデル事業の実施する際に、全自治会に色々投げかけていきますので、その部長 際にどういうふうなお考えですかというのを、自治会長さんに打診をしたい。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 自治会でモデル事業するって言うてもですね、自治会の中でも可燃ごみの中に生ごみ入れている人も結構おります。そういう状況ですので、やはり今までどおりモデル事業やりますって手を挙げた自治会もきちっと生ごみと可燃ごみの分別っていうのはうまくいかなかって、結局は元の状態にならないかなと思うんですけど。その辺のところもきちっと見てほしいのと、もうひとつは、自治会に聞きますと言っても、非自治会員がおりますので、その人たちはどう

するのか、聞かないままスタートすると思いますんで、その辺のところはきちっと分別しないままスタートしてしまったんじゃ、結局あまり、やったは効果は上がらないというふうな懸念がありますので、そのようなところもよく考えてご判断いただきたいというふうに思います。意見です。

委員長 宮崎委員。

宮崎委員 今、いろいろ聞かせていただいたんですけど、私はひとつ考えたんですが、自治会単位で資源ごみのことやっておられるんですけども、実際、自治会に入っておられない方、または建売りで斑鳩町に引っ越しされてきた方、自治会その何件かで組んでいるのかわかりませんが、その辺をもっと網羅したら、斑鳩町のほうから言われて、資源化にさせていただいたら、これ50何パーセント、もっと増えるのかなということ考えたんですけど。その辺は斑鳩町で指導っていうか、説明のほうはしているのかなと思ったんですけど、その辺ちょっと教えていただけますか。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時51分 休憩)

(午前9時55分 再開)

委員長 再開します。 東浦環境対策課長。

環境対策課長 新しく転入された住民等々への資源化に関する町からの指導ですね、それにつきましては転入された際に分別の必要性等々をご説明をさせていただいて、こういった場所でこういったものが回収されている、そういったご案内させていただいているところがございます。

宮崎委員 もうひとつなんですけどね、現在、結構外国人就労者が結構増えてきてますねんけど、その方々に分別っていうのは、日本語も片言でわからないとは思

んですけど、アパートとかマンションに結構おられるんで、頻繁によく最近見ますんで、その方らにはどういうふうに周知できるのかなと思っているんですけど。それはどう考えてはるのかな。

環境対策
課長

外国人の方に対するごみの分別の指導ということでございますけれども、ごみ分別アプリのほうで、現在、三か国語は見えていただける形で外国人の方にご案内をさせていただいて、外国語で収集や分別方法についてはご理解をいただいているところでございます。ただ、三か国でございまして、それ以外の方々、もし集積所へのごみの排出等々、ご相談があった場合は、その方のお勤め先でお話ができる方にそういった状況をご説明させていただいて、分別の適正化に向け取り組んでいるところでございます。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時00分 閉会)